

障害福祉サービス報酬算定 加算等点検表

別紙3

※昨年度及び今年度（実地指導日現在まで）の該当項目について、太枠欄に「○」を記入してください。

「届出」欄： 都に届出を行っている

「請求」欄： 請求実績（加算に該当）がある（算定単位・要件等の詳細は、報酬告示等で確認してください。）

居宅介護

事業所名：

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
基礎研修課程修了者等により行われる場合	・居宅における身体介護 ・通院等介助（身体介護を伴う場合）	所定単位の30%を減算	居宅介護従業者の資格要件については、居宅介護が短時間に集中して支援を行う業務内容であることを踏まえ、初任者研修課程修了者等を基本とし、基礎研修課程修了者等がサービスを提供する場合には、報酬の減算を行う	/	
	・家事援助 ・通院等介助（身体介護を伴わない場合）	所定単位の10%を減算			
重度訪問介護研修修了者による場合	・居宅における身体介護 ・通院等介助（身体介護を伴う場合）	—	所用時間3時間未満の場合は、重度訪問介護サービス費の所定単位数を算定。所用時間3時間以上の場合は、638単位に30分増すごとに86単位を算定	/	
	・家事援助 ・通院等介助（身体介護を伴わない場合）	所定単位の10%を減算	重度訪問介護研修修了者がサービスを提供した場合には、報酬の減算を行う		
同一敷地内建物等に居住する利用者等で効率的にサービスを提供した場合の減算	イ	所定単位の10%を減算	「同一敷地内建物等」に居住する利用者にサービスを提供した場合 ※「同一敷地内建物等」とは、以下のいずれかに該当する建物。 ・居宅介護事業所と同一の敷地内の建物 ・居宅介護事業所と隣接する敷地内の建物 ・居宅介護事業所と同一の建物	/	
	ロ	所定単位の10%を減算	その居宅介護事業所の利用者が同一建物に20人以上居住している場合 ※同一敷地内建物等の場合を除く。		
	ハ	所定単位の15%を減算	その居宅介護事業所の利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住している場合		
2人の居宅介護従業者による場合		所定単位の100%を加算	利用者の同意を得ている場合であり、下記のいずれかに該当する場合 イ 障がい者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合 ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ハ その他障がい者等の状況から判断してイ、ハに準ずると認められる場合		
夜間早朝加算		所定単位の25%を加算	夜間（午後6時～10時）又は早朝（午前6時～8時）に指定居宅介護等を行った場合	/	
深夜加算		所定単位の50%を加算	深夜（午後10時～午前6時）に指定居宅介護等を行った場合	/	

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
特定事業所加算	(Ⅰ)	所定単位の20%を加算	下記「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準」の①～③に適合している者として都知事に届け出た指定居宅介護事業所が、指定居宅介護を行った場合		
	(Ⅱ)	所定単位の10%を加算	下記「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準」の①及び②に適合している者として都知事に届け出た指定居宅介護事業所が、指定居宅介護を行った場合		
	(Ⅲ)	所定単位の10%を加算	下記「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準」の①及び③に適合している者として都知事に届け出た指定居宅介護事業所が、指定居宅介護を行った場合		
	(Ⅳ)	所定単位の5%を加算	下記「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準」の①及び④に適合している者として都知事に届け出た指定居宅介護事業所が、指定居宅介護を行った場合		
	<p>【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（平18厚労告543・第1号）】</p> <p>①体制要件（研修の計画的実施、情報の的確な伝達等）</p> <p>②人員要件（介護福祉士の割合が30%以上、サービス提供責任者の一定年数の実務経験、常勤のサービス提供責任者の一定数以上の配置等）</p> <p>③重度障害者対応要件（区分5以上の利用者及び喀痰吸引等を必要とする者並びに重症心身障害児及び医療的ケア児が30%以上）</p> <p>④中重度障害者対応要件（区分4以上の利用者及び喀痰吸引等を必要とする者並びに重症心身障害児及び医療的ケア児が50%以上）</p> <p>※令和6年3月31日時点で特定事業所加算を受けている事業所については、令和9年3月31日まで経過措置を設ける。</p>				
特別地域加算	所定単位の15%を加算	厚生労働大臣が定める地域（平21厚労告第176号）に居住している利用者に対して、指定居宅介護事業所又は基準該当居宅介護事業所が指定居宅介護を行った場合			
緊急時対応加算	100/回	利用者又は家族等からの要請に基づき、サービス提供責任者が居宅介護計画の変更を行い、計画に位置付けられていない身体介護・身体介護を伴う通院等介助を、利用者等の要請を受けてから24時間以内に行った場合 ※利用者1人に対し、1月につき2回を限度 ※地域生活拠点等かつ連携担当者を1名以上配置している場合、さらに50単位/回を加算する			
情報公表未報告減算	所定単位の5%を減算	障害者総合支援法第76条の3の規程に基づく情報公表に係る報告がされていない場合			
業務継続計画未策定減算	所定単位の1%を減算	次の基準を、1つでも満たしていない場合 ①感染症対策の業務継続計画を策定すること ②感染症対策の業務継続計画に基づく研修を定期的実施すること ③感染症対策の業務継続計画に基づく訓練を定期的実施すること ④災害対策の業務継続計画を策定すること ⑤災害対策の業務継続計画に基づく研修を定期的実施すること ⑥災害対策の業務継続計画に基づく訓練を定期的実施すること ※ただし、指定居宅介護事業所では令和7年3月31日まで減算を適用しない。			
身体拘束廃止未実施減算	所定単位の1%を減算	次の基準を、1つでも満たしていない場合 ①身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要事項を記録すること ②身体拘束等の適正化のための対策検討委員会の定期的開催及びその結果を従業者に周知徹底すること ③身体拘束等の適正化のための指針を整備すること ④従業者に対し身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること			
虐待防止措置未実施減算	所定単位の1%を減算	次の基準を、1つでも満たしていない場合 ①虐待防止委員会を定期的開催するとともに、その結果を従業者に周知すること ②従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること ③上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。			

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
初回加算		200/月	新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回又は初回の指定居宅介護を行った月に指定居宅介護の提供又は指定居宅介護の提供時に同行訪問した場合		
利用者負担上限額管理加算		150/回	利用者負担合計額の管理を行った場合		
喀痰吸引等支援体制加算		1人につき 100/日	登録特定行為事業者である事業所の介護職員等がたんの吸引等を実施した場合 ※特定事業所加算（I）を算定している事業所は除く		
福祉専門職員等連携加算		564/回	サービス提供責任者が、利用者に関わったサービス事業所、医療機関等の社会福祉士等と連携して居宅介護計画を作成し、指定居宅介護等を行った場合 ※サービスの初回から90日間で3回を限度		
福祉・介護職員等処遇改善加算					
福祉・介護職員 等処遇改善加算	Iイ	所定単位の 44.6% を加算	必要なキャリアパス要件、職場環境等要件等を全て満たすこと。		
	Iロ	所定単位の 45.6% を加算	必要なキャリアパス要件、職場環境等要件等を全て満たすこと。		
	IIイ	所定単位の 43.1% を加算	必要なキャリアパス要件、職場環境等要件等を全て満たすこと。		
	IIロ	所定単位の 44.1% を加算	必要なキャリアパス要件、職場環境等要件等を全て満たすこと。		
	III	所定単位の 37.6% を加算	必要なキャリアパス要件、職場環境等要件等を全て満たすこと。		
	IV	所定単位の 30.2% を加算	必要なキャリアパス要件、職場環境等要件等を全て満たすこと。		

障害福祉サービス報酬算定 加算等点検表

別紙3

※昨年度及び今年度（実地指導日現在まで）の該当項目について、太枠欄に「○」を記入してください。

「届出」欄： 都に届出を行っている

「請求」欄： 請求実績（加算に該当）がある（算定単位・要件等の詳細は、報酬告示等で確認してください。）

重度訪問介護

事業所名：

加算・減算項目	算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
入院中の支援が長期となった場合の減算	所定単位の20%を減算	入院した病院等における重度訪問介護の利用期間が90日を超えた場合で、かつ市町村が引き続き支援が必要と認めた場合	/		
特に重度の障がい者に対する加算（重度障害者等包括支援の対象となる支援の度合）	所定単位の15%を加算	重度訪問介護従業者養成研修を修了した者が、重度障害者等包括支援の対象となる支援の度合いにある者に対して、重度訪問介護を行った場合			
特に重度の障がい者に対する加算（障害支援区分6に該当する者の場合）	所定単位の8.5%を加算	重度訪問介護従業者養成研修を修了した者が、区分6に該当する者に対して重度訪問介護を行った場合			
2人の重度訪問介護従業者による場合	所定単位の100%を加算	利用者の同意を得ている場合であり、下記のいずれかに該当する場合 イ 障がい者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難 ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる ハ その他障がい者等の状況から判断してイ、ハに準ずる ※次の場合、所要時間120時間以内に限り、所定単位の90%を加算する。 ①新規採用された従業者が、区分6の利用者の支援に1年以上従事することが見込まれ、当該利用者への支援に熟練した指定重度訪問介護事業所の従業者の動向が必要であると認められ同行支援した場合 ②重度障害者等包括支援の対象となる支援の度合いにある者への支援に初めて従事する従業者が、その利用者の支援に1年以上従事することが見込まれ、当該利用者への支援に熟練した指定重度訪問介護事業所の従業者の動向が必要であると認められ同行支援した場合			
夜間早朝加算	所定単位の25%を加算	夜間（午後6時～10時）又は早朝（午前6時～8時）に指定重度訪問介護等を行った場合	/		
深夜加算	所定単位の50%を加算	深夜（午後10時～午前6時）に指定重度訪問介護等を行った場合	/		
特定事業所加算	(Ⅰ)	所定単位の20%を加算 下記「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準」の①～③に適合している者として都知事に届け出た指定居宅介護事業所等が、指定重度訪問介護等を行った場合			
	(Ⅱ)	所定単位の10%を加算 下記「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準」の①及び②に適合している者として都知事に届け出た指定居宅介護事業所等が、指定重度訪問介護等を行った場合			
	(Ⅲ)	所定単位の10%を加算 下記「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準」の①及び③に適合している者として都知事に届け出た指定重度訪問介護事業所等が、指定重度訪問介護を行った場合			
	【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（平18厚労告543・第1号）】 ①体制要件（研修の計画的実施、情報の的確な伝達、従業者の常時派遣体制の確保等） ②人員要件（介護福祉士の割合が30%以上、サービス提供責任者の一定年数の実務経験、常勤のサービス提供責任者の一定数以上の配置等） ③重度障害者対応要件（区分5以上の利用者及び喀痰吸引等を必要とする者が30%以上）				
特別地域加算	所定単位の15%を加算	厚生労働大臣が定める地域（平21厚労告第176号）に居住している利用者に対して、指定重度訪問介護事業所等が指定重度訪問介護等を行った場合	/	/	/

加算・減算項目	算定単位	要件等（概要）	届出	請求
緊急時対応加算	100/回	利用者又は家族等からの要請に基づき、サービス提供責任者が重度訪問介護計画の変更を行い、計画に位置付けられていない重度訪問介護を、利用者等の要請を受けてから24時間以内に行った場合 ※利用者1人に対し、1月につき2回を限度 ※地域生活拠点等の場合、さらに50単位/回を加算する		
情報公表未報告減算	所定単位の5%を減算	障害者総合支援法第76条の3の規程に基づく情報公表に係る報告がされていない場合		
業務継続計画未策定減算	所定単位の1%を減算	次の基準を、1つでも満たしていない場合 ①感染症対策の業務継続計画を策定すること ②感染症対策の業務継続計画に基づく研修を定期的実施すること ③感染症対策の業務継続計画に基づく訓練を定期的実施すること ④災害対策の業務継続計画を策定すること ⑤災害対策の業務継続計画に基づく研修を定期的実施すること ⑥災害対策の業務継続計画に基づく訓練を定期的実施すること ※ただし、指定重度訪問介護事業所では令和7年3月31日まで減算を適用しない。		
身体拘束廃止未実施減算	所定単位の1%を減算	次の基準を、1つでも満たしていない場合 ①身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要事項を記録すること ②身体拘束等の適正化のための対策検討委員会の定期的開催及びその結果を従業者に周知徹底すること ③身体拘束等の適正化のための指針を整備すること ④従業者に対し身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること		
虐待防止措置未実施減算	所定単位の1%を減算	次の基準を、1つでも満たしていない場合 ①虐待防止委員会を定期的開催するとともに、その結果を従業者に周知すること ②従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること ③上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。		
移動介護加算	所要時間による(100~250/回)	移動中の介護を行った場合		
移動介護緊急時支援加算	240/日	利用者を自らの運転する車両に乗車させて走行させる場合であって、外出時における移動中の介護を行う一環として、当該利用者からの要請等に基づき、当該車両を駐停車して、喀痰吸引、体位交換その他の必要な支援を緊急に行った場合		
初回加算	200/月	新規に重度訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回又は初回の指定重度訪問介護等を行った月に指定重度訪問介護等の提供又は指定重度訪問介護等の提供時に同行訪問を行った場合		
利用者負担上限額管理加算	150/回	利用者負担合計額の管理を行った場合		
喀痰吸引等支援体制加算	1人につき100/日	登録特定行為事業者である事業所の介護職員等が喀痰吸引等を実施した場合 ※特定事業所加算（I）を算定している事業所は除く		
行動障害支援連携加算	584/回	サービス提供責任者が、支援計画シート及び支援手順書を作成した指定障害者支援施設等の従業者と連携して重度訪問介護計画を作成し、指定重度訪問介護等を行った場合 ※サービスの初回から30日間で1回を限度		
入院時支援連携加算	300/回	病院等に入院する前から事業所の職員が当該病院等に訪問し、必要な情報提供及び病院等と事業所が連携して入院時の支援を行うため必要な調整を行った場合、1回を限度として算定する。		

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
福祉・介護職員等処遇改善加算						
福祉・介護職員 等処遇改善加算	Iイ	所定単位の 37.2% を加算	必要なキャリアパス要件、職場環境等要件等を全て満たすこと。			
	Iロ	所定単位の 38.2% を加算	必要なキャリアパス要件、職場環境等要件等を全て満たすこと。			
	IIイ	所定単位の 35.7% を加算	必要なキャリアパス要件、職場環境等要件等を全て満たすこと。			
	IIロ	所定単位の 36.7% を加算	必要なキャリアパス要件、職場環境等要件等を全て満たすこと。			
	III	所定単位の 30.2% を加算	必要なキャリアパス要件、職場環境等要件等を全て満たすこと。			
	IV	所定単位の 24.8% を加算	必要なキャリアパス要件、職場環境等要件等を全て満たすこと。			

障害福祉サービス報酬算定 加算等点検表

別紙3

※昨年度及び今年度（実地指導日現在まで）の該当項目について、太枠欄に「○」を記入してください。

「届出」欄： 都に届出を行っている

「請求」欄： 請求実績（加算に該当）がある（算定単位・要件等の詳細は、報酬告示等で確認してください。）

同行援護

事業所名：

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
基礎研修課程修了者等により行われる場合		所定単位の10%を減算	基礎研修課程修了者等がサービスを提供する場合には、報酬の減算を行う		
盲ろう者向け通訳・介助員により行われる場合の減算		所定単位の10%を減算	盲ろう者向け通訳・介助員がサービスを提供する場合には、報酬の減算を行う ※同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了していない場合のみ		
盲ろう者向け通訳・介助員により盲ろう者に対して行われる場合の加算		所定単位の25%を加算	盲ろう者向け通訳・介助員が盲ろう者（同行援護の対象者要件を満たし、かつ、聴覚障害6級以上に該当する者）にサービスを提供する場合 ※同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了していない場合は、上記の「盲ろう者向け通訳・介助員により行われる場合の減算」と併せて算定する必要がある	/	
利用者の障害支援区分に応じた加算	障害支援区分3	所定単位の20%を加算	障害支援区分3の利用者に指定同行援護等を行った場合	/	
	障害支援区分4以上	所定単位の40%を加算	障害支援区分4以上の利用者に指定同行援護等を行った場合	/	
2人の同行援護従業者による場合		所定単位の100%を加算	利用者の同意を得ている場合であり、下記のいずれかに該当する場合 イ 障がい者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合 ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ハ その他障がい者等の状況から判断して認められる場合		
夜間早朝加算		所定単位の25%を加算	夜間（午後6時～10時）又は早朝（午前6時～8時）に指定同行援護等を行った場合	/	
深夜加算		所定単位の50%を加算	深夜（午後10時～午前6時）に指定同行援護等を行った場合	/	
特定事業所加算	(I)	所定単位の20%を加算	下記「子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準」の①～③に適合している者として都知事に届け出た指定居宅介護事業所が、指定居宅介護を行った場合		
	(II)	所定単位の10%を加算	下記「子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準」の①及び②に適合している者として都知事に届け出た指定居宅介護事業所が、指定居宅介護を行った場合		
	(III)	所定単位の10%を加算	下記「子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準」の①及び③に適合している者として都知事に届け出た指定居宅介護事業所が、指定居宅介護を行った場合		
	(IV)	所定単位の5%を加算	下記「子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準」の①及び④に適合している者として都知事に届け出た指定居宅介護事業所が、指定居宅介護を行った場合		
<p>【子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（平18厚労告543・第1号）】</p> <p>①体制要件（研修の計画的実施、情報の的確な伝達等）</p> <p>②人員要件（介護福祉士の割合が30%以上、サービス提供責任者の一定年数の実務経験、常勤のサービス提供責任者の一定数以上の配置等）</p> <p>③重度障害者対応要件（区分5以上の利用者及び喀痰吸引等を必要とする者が30%以上）</p> <p>④中重度障害者対応要件（区分4以上の利用者及び喀痰吸引等を必要とする者が50%以上）</p>					
特別地域加算		所定単位の15%を加算	厚生労働大臣が定める地域（平21厚労告第176号）に居住している利用者に対して、指定同行援護事業所又は基準該当同行援護事業が指定同行援護を行った場合	/	/

加算・減算項目	算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
緊急時対応加算	100/回	利用者又は家族等からの要請に基づき、サービス提供責任者が同行援護計画の変更を行い、計画に位置付けられていない同行援護を、利用者等の要請を受けてから24時間以内に行った場合 ※利用者1人に対し、1月につき2回を限度 ※地域生活拠点等の場合、さらに50単位/回を加算する			
情報公表未報告減算	所定単位の5%を減算	障害者総合支援法第76条の3の規程に基づく情報公表に係る報告がされていない場合			
業務継続計画未策定減算	所定単位の1%を減算	次の基準を、1つでも満たしていない場合 ①感染症対策の業務継続計画を策定すること ②感染症対策の業務継続計画に基づく研修を定期的実施すること ③感染症対策の業務継続計画に基づく訓練を定期的実施すること ④災害対策の業務継続計画を策定すること ⑤災害対策の業務継続計画に基づく研修を定期的実施すること ⑥災害対策の業務継続計画に基づく訓練を定期的実施すること ※ただし、指定同行援護事業所では令和7年3月31日まで減算を適用しない。			
身体拘束廃止未実施減算	所定単位の1%を減算	次の基準を、1つでも満たしていない場合 ①身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要事項を記録すること ②身体拘束等の適正化のための対策検討委員会の定期的開催及びその結果を従業員に周知徹底すること ③身体拘束等の適正化のための指針を整備すること ④従業員に対し身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること			
虐待防止措置未実施減算	所定単位の1%を減算	次の基準を、1つでも満たしていない場合 ①虐待防止委員会を定期的開催するとともに、その結果を従業員に周知すること ②従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること ③上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。			
初回加算	200/月	新規に同行援護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回又は初回の指定同行援護等を行った月に指定同行援護の提供又は指定同行援護の提供時に同行訪問した場合			
利用者負担上限額管理加算	150/回	利用者負担合計額の管理を行った場合			
喀痰吸引等支援体制加算	1人につき100/日	登録特定行為事業者である事業所の介護職員等がたんの吸引等を実施した場合 ※特定事業所加算（I）を算定している事業所は除く			

福祉・介護職員等処遇改善加算

福祉・介護職員等処遇改善加算	Iイ	所定単位の44.6%を加算	必要なキャリアパス要件、職場環境等要件等を全て満たすこと。			
	Iロ	所定単位の45.6%を加算	必要なキャリアパス要件、職場環境等要件等を全て満たすこと。			
	IIイ	所定単位の43.1%を加算	必要なキャリアパス要件、職場環境等要件等を全て満たすこと。			
	IIロ	所定単位の44.1%を加算	必要なキャリアパス要件、職場環境等要件等を全て満たすこと。			
	III	所定単位の37.6%を加算	必要なキャリアパス要件、職場環境等要件等を全て満たすこと。			
	IV	所定単位の30.2%を加算	必要なキャリアパス要件、職場環境等要件等を全て満たすこと。			

障害福祉サービス報酬算定 加算等点検表

別紙3

※昨年度及び今年度（実地指導日現在まで）の該当項目について、太枠欄に「○」を記入してください。

「届出」欄： 都に届出を行っている

「請求」欄： 請求実績（加算に該当）がある（算定単位・要件等の詳細は、報酬告示等で確認してください。）

行動援護

事業所名：

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
支援計画シート未作成減算		所定単位の5%を減算	「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙」が作成されていない場合	/	
2人の行動援護従業者による場合		所定単位の100%を加算	利用者の同意を得ている場合であり、下記のいずれかに該当する場合 イ 障がい者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合 ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ハ その他障がい者等の状況から判断して認められる場合		
特定事業所加算	(I)	所定単位の20%を加算	下記「子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準」の①～③に適合している者として都知事に届け出た指定行動援護事業所が、指定行動援護を行った場合		
	(II)	所定単位の10%を加算	下記「子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準」の①及び②に適合している者として都知事に届け出た指定行動援護事業所が、指定行動援護を行った場合		
	(III)	所定単位の10%を加算	下記「子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準」の①及び③に適合している者として都知事に届け出た指定行動援護事業所が、指定行動援護を行った場合		
	(IV)	所定単位の5%を加算	下記「子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準」の①及び④に適合している者として都知事に届け出た指定行動援護事業所が、指定行動援護を行った場合		
	【子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（平18厚労告543・第1号）】 ①体制要件（研修の計画的実施、情報の的確な伝達等、サービス提供責任者が行動援護計画等の作成及び利用者に対する交付の際、医療機関、教育機関等と連絡及び調整を行い、当該関係機関から利用者に関する必要な情報の提供を受けていること） ②人員要件（介護福祉士の割合が30%以上、サービス提供責任者のうち1人以上が中核的人材育成研修を修了した者、常勤のサービス提供責任者の一定数以上の配置等） ③重度障害者対応要件（区分5以上の利用者、喀痰吸引等を必要とする者及び行動関連項目合計点数が18点以上である者が30%以上） ④中重度障害者対応要件（区分4以上の利用者及び喀痰吸引等を必要とする者が50%以上） ※令和6年3月31日時点で特定事業所加算を受けている事業所については、令和9年3月31日まで経過措置を設ける。				
特別地域加算		所定単位の15%を加算	厚生労働大臣が定める地域（平21厚労告第176号）に居住している利用者に対して、指定行動援護事業所又は基準該当行動援護事業が指定行動援護を行った場合	/	
緊急時対応加算		100/回	利用者又は家族等からの要請に基づき、サービス提供責任者が行動援護計画の変更を行い、計画に位置付けられていない身体介護・身体介護を伴う通院等介助を、利用者等の要請を受けてから24時間以内に行った場合 ※利用者1人に対し、1月につき2回を限度 ※地域生活拠点等の場合、さらに50単位/回を加算する	/	
情報公表未報告減算		所定単位の5%を減算	障害者総合支援法第76条の3の規程に基づく情報公表に係る報告がされていない場合	/	

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
業務継続計画未策定減算		所定単位の1%を減算	次の基準を、1つでも満たしていない場合 ①感染症対策の業務継続計画を策定すること ②感染症対策の業務継続計画に基づく研修を定期的実施すること ③感染症対策の業務継続計画に基づく訓練を定期的実施すること ④災害対策の業務継続計画を策定すること ⑤災害対策の業務継続計画に基づく研修を定期的実施すること ⑥災害対策の業務継続計画に基づく訓練を定期的実施すること ※ただし、指定行動援護事業所では令和7年3月31日まで減算を適用しない。			
身体拘束廃止未実施減算		所定単位の1%を減算	次の基準を、1つでも満たしていない場合 ①身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要事項を記録すること ②身体拘束等の適正化のための対策検討委員会の定期的開催及びその結果を従業者に周知徹底すること ③身体拘束等の適正化のための指針を整備すること ④従業者に対し身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること			
虐待防止措置未実施減算		所定単位の1%を減算	次の基準を、1つでも満たしていない場合 ①虐待防止委員会を定期的開催するとともに、その結果を従業者に周知すること ②従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること ③上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。			
初回加算		200/月	新規に行動援護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回又は初回の指定行動援護等を行った月に指定行動援護の提供又は指定行動援護の提供時に同行訪問した場合			
利用者負担上限額管理加算		150/回	利用者負担合計額の管理を行った場合			
喀痰吸引等支援体制加算		1人につき100/日	登録特定行為事業者である事業所の介護職員等がたんの吸引等を実施した場合 ※特定事業所加算（I）を算定している事業所は除く			
行動障害支援指導連携加算		273/回	利用者の支援計画シート及び支援手順書を作成した者が、当該利用者が利用する指定重度訪問介護事業所のサービス提供責任者に対して、重度訪問介護計画作成のうえで必要な指導・助言を行った場合 ※重度訪問介護等に移行する月に1回を限度（翌月の移行が確実に見込まれる場合、かつ、移行日が翌月の初日等でのときは移行日の前月）			
福祉・介護職員等処遇改善加算						
福祉・介護職員等処遇改善加算	Iイ	所定単位の41.1%を加算	必要なキャリアパス要件、職場環境等要件等を全て満たすこと。			
	Iロ	所定単位の42.1%を加算	必要なキャリアパス要件、職場環境等要件等を全て満たすこと。			
	IIイ	所定単位の39.6%を加算	必要なキャリアパス要件、職場環境等要件等を全て満たすこと。			
	IIロ	所定単位の40.6%を加算	必要なキャリアパス要件、職場環境等要件等を全て満たすこと。			
	III	所定単位の34.1%を加算	必要なキャリアパス要件、職場環境等要件等を全て満たすこと。			
	IV	所定単位の27.7%を加算	必要なキャリアパス要件、職場環境等要件等を全て満たすこと。			